

令和6年度丹後 NPO パートナーシップセンター運営等業務仕様書

本仕様書は、令和6年度丹後 NPO パートナーシップセンター(※1)運営等業務を受託する者の業務について、必要な事項を定める。

1 業務の名称

令和6年度丹後 NPO パートナーシップセンター運営等業務

2 業務の目的

丹後 NPO パートナーシップセンターの運営及び企画事業を、NPO 活動実践者や中間支援団体等から構成されるチームにより実施することで、各々の得意分野や人脈等を丹後地域で活かすとともに、京都府はもとより丹後広域振興局管内の市町とも密に連携しながら、地域活動団体のニーズに即した支援を行い、丹後地域における地域活動の創出及び活性化を目的とする。

3 業務の実施場所

丹後広域振興局管内を中心とした京都府内

4 業務内容

(1) NPO 活動の推進及び組織運営等に係る相談・コーディネート業務

ア 想定対応件数：約 300 件/年

イ 対応時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土、日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）を基本とすること。

ウ 相談窓口として京都府が指定する電話番号を使用し、通話料については委託料と別に京都府が負担する。

エ 相談内容を的確に把握し、自らの活動実践経験や専門的な知見に基づいた助言を行うほか、関係機関の紹介、民間事業者及び行政の助成制度等の案内を行う等適切に対応すること。

オ 電話による相談対応の他、オンラインによる相談対応、団体訪問等を行い、丹後地域における地域活動団体の活動内容や組織運営上のニーズの把握に努めるとともに、団体間の連携・協働を促進するための情報収集・情報発信を行うこと。

カ 相談対応等の内容について、月1回以上定期的に丹後広域振興局と情報共有を行うこと。

(2) 地域交響プロジェクト交付金(※2)のうち、丹後地域における重点課題対応プログラム(※3)申請団体と行政関係者等との地域別パートナーシップ・ミーティング(※4)の実施

ア 京都府との事前協議を踏まえ、申請団体間及び団体と行政関係者等との連携・協働促進に資する内容を企画すること。

イ 委託期間内に3回以上実施し、事前案内、出席者調整及び当日のファシリテーションを行うこと。

ウ 外部講師を選定する際は、丹後地域の地域活動の現状及びニーズ等を踏まえ、NPO 分野での幅広い見識及び高い専門性を有する者を京都府に提案すること。なお、地域別パートナー

シップ・ミーティング開催に当たっての必要経費（外部講師謝金、講師旅費、会場費、印刷製本費等）については、委託料とは別に京都府が負担する。

(3) 地域交響プロジェクト交付金のうち、丹後地域における地域協働推進プログラム(※5)申請団体等への助言・指導

ア 京都府とともに申請地域(団体)及び申請予定地域(団体)の現状や課題把握を目的としたヒアリングやワークショップ等に参加し、状況把握及び必要な助言を行うこと。

イ その他地域の実情を踏まえ、京都府とともに必要に応じた支援を行うこと。

(4) 丹後地域における専門家派遣事業(※6)の運営補助

丹後地域の団体が専門家派遣事業を活用する場合は、京都府と調整の上、団体への事前ヒアリングや派遣当日の同席等の運営補助を行うこと。

(5) NPO 相互及びNPO と行政や関係機関との協働促進、NPO の団体運営基盤の強化等を図る自主企画の実施

ア 京都府又は市町村との共催（一部共催でも可）により2回以上実施すること。

イ 上記の事業を企画する際は、実施予定日のおおむね1箇月以上前に京都府に協議すること。

(6) その他、京都府との協議により必要と認められる事業の実施

(7) 事業の周知等

上記(1)～(6)において実施する事業について、広報媒体の活用等により情報発信・周知を行うこと。

5 業務委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

6 予定上限価格

3,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

7 委託料の支払

受託者から提出された支払請求書を京都府が受理した日から30日以内に支払うものとする。

8 業務完了報告

本業務が完了したときは、令和7年3月31日までに本事業に関する業務完了報告書及び決算書類、その他必要な書類を作成し、提出すること。

9 個人情報の取扱い

委託業務を実施するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び委託契約書の記載事項を遵守しなければならない。

10 秘密の保持

- (1) 本業務に関し、受託者が京都府から受領又は閲覧した資料等は、京都府の了解なく公表し、又は使用してはならない。
- (2) 受託者は、本業務で知り得た京都府及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

11 再委託

- (1) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、受託者は、業務をより効果的なものとする目的において、あらかじめ京都府の承諾を得たときは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等業務の主たる部分を除き、必要に応じて業務の一部を再委託することができる。
- (2) 受託者は、業務を再委託に付する場合、再委託先ごとに再委託する業務の内容、再委託先の概要並びにその体制及び責任者について、書面により再委託先との契約関係を明確にした上で京都府の承諾を得るとともに、再委託先に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

12 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、京都府と連絡を密にし、円滑な業務の遂行に努めること。
- (2) 京都府が会議等への出席等、業務の要請をした場合には、即応することができる体制を構築しておくこと。
- (3) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た情報を、情報提供者の意に反して第三者に漏らしてはならない。
- (4) 業務に支障が生じた場合又は支障の発生が予想される場合には、その要因を分析するとともに、京都府と協議の上、積極的に改善に取り組むこと。
- (5) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項、細部の業務内容等については、京都府と協議して決定すること。

13 用語解説

(※1) 丹後 NPO パートナーシップセンター

NPO 活動の活性化と自立を促進し、NPO 相互、NPO と行政、地域住民との交流と協働を推進するため、本庁及び各広域振興局に設置している拠点のうち、丹後広域振興局内の拠点

(※2) 地域交響プロジェクト交付金

地域社会の諸課題解決のための活動が継続して実施できるよう、周囲の協力が得られる環境を整えることや、他団体・市町村・京都府等との関係性の構築の支援を目的とした京都府の交付金。

京都府 HP <https://www.pref.kyoto.jp/chiikikokyo/koufukin.html>

(※3) 重点課題対応プログラム

地域交響プロジェクト交付金のプログラムの一つ。特に地域の支えが必要と思われる重点課題（子育て、要配慮者支援、防災、多文化共生、移住促進、協働教育）の解決を図るため、市町村・京都府との連携・協働関係の構築を目指す活動を支援

(※4) パートナーシップ・ミーティング

地域の重要課題に取り組む団体同士や市町村等の行政とのネットワークを構築し、対応すべき課題や目指すべき共通目標の設定等を行い、参画者間の関係性を高めていくことで、取組内容の品質向上や効果的な解決策の創出を図ることを目的として、交付金活用団体及び府担当課、広域振興局、市町村等が参画する定期的な会議

京都府 HP https://www.pref.kyoto.jp/chiikikokyo/partnership_meeting.html

(※5) 地域協働推進プログラム

地域交響プロジェクト交付金のプログラムの一つ。協働推進型プラットフォーム（京都府内の一定範囲の地域において、地縁組織、NPO、社会福祉協議会、高齢者クラブ、学校、企業などの多様な主体が協働し、それぞれの特性を活かして共に地域課題の解決を目指す協働体）の形成に向けての取組及び形成後のプラットフォームが実施する地域課題の解決に向けた事業の試行を支援（丹後広域振興局管内における令和5年度の申請内訳：0件 ただし宮津市1地域から申請の相談中）

京都府 HP <https://www.pref.kyoto.jp/chiikikokyo/chiikikyoudoumodel.html>

(※6) 専門家派遣事業

地域交響プロジェクトにおける伴走支援メニューの一つ。地域で活動している、又はこれから活動しようとする団体等に対して、京都府が最大5回まで専門家を無償で派遣し、様々なアドバイスを行う事業。伴走支援付スタートアップ支援プログラム内での専門家派遣も本事業に含まれる。

京都府 HP https://www.pref.kyoto.jp/chiikikokyo/senmonka_haken2020_09.html